

2019年3月6日

国民民主党

代表 玉木雄一郎 様

国際公務労連加盟組合日本協議会 (PSI-IC)

議長 川本



## 男女平等社会の実現にむけた要請書

日ごろから男女平等社会の実現にむけ、精力的に取り組まれている貴職に対し、心より敬意を表します。

2019年3・8国際女性デーに際し、PSI（国際公務労連）加盟組合日本協議会（自治労、国公連合、全水道、ヘルスケア労協、全消協）は、全世界の女性労働者、労働組合やNGO、国際機関等と連携し、ジェンダー平等の実現と、その基盤となる公共サービスの拡充をめざし、国内外でのキャンペーンに取り組んでいます。

世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数（2018）」において、日本は対象149カ国中110位で、この間の取り組みにもかかわらず、男女平等の格差が改善に向かっていないことが明らかになりました。女性の持てる能力を十分に活用し、社会参加と方針決定機関への参画を進めることは、女性の尊厳と自己実現にとどまらず、日本の経済社会の発展にとっても重要なファクターです。

日本における法制度や政策は、アジア近隣諸国に大きな影響力をもっています。国際社会の一員としても牽引役として積極的に男女平等に取り組んでいただきますよう、下記の通り要請いたします。

### 記

#### 1. 男女平等参画社会の実現

- (1) 「第4次男女共同参画基本計画」に掲げた、男性中心型労働慣行等の変革にむけ、長時間労働をはじめとする働き方改革と男性の家庭生活への参画の促進につながる具体的施策を講ずること。
- (2) 2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%とする目標を着実に達成するために、地方自治体、企業における取り組みの支援・要請を行うこと。
- (3) 2018年に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」をより実効性のあるものにするためにも、女性議員を増やすための環境整備や人材育成のための具体的な施策を講ずること。

- ◎(4) 女性に対するあらゆる暴力を根絶し、女性の人権が尊重され、安心してくらす社会とするためにも、ILOの「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約採択にむけて国内の環境整備に取り組むこと。
- ◎(5) 女性活躍推進法の施行後3年の見直しにおいて、育児に理解ある職場環境をつくるため、男性の育児参加が促進されるよう取り組みを強化すること。
  - (6) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、関係省庁と連携を深め、被害者相談機能強化のための相談員養成と雇用の安定など、環境整備をはかるための支援措置を行うこと。
  - (7) 女性の人権やリプロダクティブヘルス・ライツを尊重する施策に取り組むこと。

## 2. 国内法の整備について

- (1) 「女性差別撤廃委員会」の最終見解で指摘を受けた「女性が婚姻前の姓を保持できるよう、夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」について、速やかに必要な法改正を行うこと。
- (2) 性的指向や性自認等に関する差別を禁止する法整備を進めること。

以 上